

DPC/PDPS における短期滞在手術の取扱いについて

1. 背景

- DPC/PDPS における診断群分類（DPC）は診療報酬改定ごとに実際の診療報酬算定実績を踏まえて DPC 検討ワーキンググループの議論を経て決定される。
- 「入院医療等の調査・評価分科会における検討結果報告（案）」において「DPC 対象病院については、短期滞在手術等基本料の対象となる手術・検査を実施する場合も、DPC 分類での評価を優先すべきと考えられた。」とされており、基本問題小委員会に報告されている。
- 以上を踏まえ、DPC/PDPS における短期滞在手術等基本料に関連する診断群分類の取扱いについて検討する。

2. 具体的な検討

- 短期滞在手術等基本料 3 は平均在院日数（DPC では期間Ⅱに該当）が 5 日以内となる手術等について、平均的な診療報酬水準を 1 入院当たりの包括点数（手術料などの DPC/PDPS における出来高部分も含む）として設定している（参考 P2）。
- DPC/PDPS においては、入院初期の医療資源投入量に応じて 4 つの点数設定方式を設定しており（参考 P3）、点数設定方式 D においては、一定以上の実績があること、7 日以内に退院する割合が一定以上であること、薬剤費の占める割合が一定以上であること、などの要件に該当する診断群分類に限定し、入院初日を中心に高報酬を設定している。（参考 P4）
- 1 入院当たりの点数設定である短期滞在手術等基本料は、基本的な報酬設定の考え方は DPC/PDPS における点数設定方式 D と同じであることから、これらに対応する点数設定方式 D を設定することが適切と考えられる。

3. 課題

- 短期滞在手術等基本料は、DPC/PDPS と異なる経緯で設定されてきた(参考 P5)が、これまで短期滞在手術等基本料を算定されていた対象患者について、診断群分類を設定する際には、従前の短期滞在手術等基本料の算定に該当しなかった症例が多い場合は、バラツキが多くなり、点数設定方式 D の設定がなじまない可能性がある。
- 短期滞在手術等基本料においては、手術等出来高部分も含めた包括点数により設定してきたが、包括範囲のみに着目すると同様の取扱いとして適当な診断群分類があると考えられる。（短期滞在手術等基本料で想定される手術等以外にも拡大可能と考えられる）

4. 対応方針（案）

- 短期滞在手術等基本料に該当する手術等に係る診断群分類については、当該診断群分類の全てのデータを踏まえた上で、一定の要件（期間Ⅰの日数が 5 日以内、手術の分類（DPC9 桁目が 9 以外）、MDC01-17、一定程度の症例数が存在する）のものについて、点数設定方式 D で設定することとしてはどうか（参考 P6）。
- 短期滞在手術等基本料と関連する診断群分類であっても、上記の要件を満たさない、特定の診断群分類の設定が困難なものについては、点数設定方式 D 以外の通常の方法で点数を設定することとしてはどうか。